

平成 18 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 新 宅 正 明
最高経営責任者
(コード番号 4716 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 松 岡 繁
最高財務責任者
(TEL . 03-5213-6666)

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関して下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第 362 条第 4 項第 6 号）
 - (1) 当社を含む関連企業グループ（オラクル・グループ）の企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。
 - (2) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状況をモニタリングする。
 - (3) 取締役会の事務局を設置し、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役および監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
 - (4) 取締役は、他の取締役の法令または定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会および取締役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号）

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関わる重要な会議の議事録、重要な意思決定に係る記録などの文書の管理に関する規程を制定する。当該規程を制定または改定するときは、取締役会および監査役会の承認を得ることとし、当該規程による管理の対象となる文書は、必要ときに検索および閲覧が容易な状態で保管する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号）

コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規程・ガイドラインの制定、教育等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号）
 - （1） 取締役会を原則として月に 1 回開催することに加え、必要なおきにおいても臨時に開催できる体制をとる。
 - （2） 代表取締役の業務執行を補佐し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するための会議を開催する。
 - （3） 取締役および使用人の責任と権限の範囲を明確にする規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号）
 - （1） オラクル・グループの企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。
 - （2） オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、使用人の法令違反について通報することができる体制をとる。
 - （3） 内部統制システムの構築、維持、向上のため、各担当部門が、社内規程等の制定・運用、法令および社内規程等に関する研修を行う。
 - （4） コンプライアンスについての責任者を任命し、これにより当社のコンプライアンス体制の整備を図る。
 - （5） 社長の直属組織として内部監査部門を設置し、内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。
6. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号）
 - （1） オラクル・グループとしての企業倫理規程を定める。
 - （2） コンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、法令違反について通報することができる体制をとる。
 - （3） 当社は、親会社の内部監査部門の定期的な監査を受け入れ、その監査結果について報告を受ける。
 - （4） 当社は、当社子会社の内部監査を行い、その結果について取締役会および監査役会に報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号）

監査役を補助すべき使用人は置いていないが、監査役の要請により内部監査部門がこれを補助する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号）

監査役を要請により監査役を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の任命、異動、評価等については監査役会の意見を聴取するものとし、取締役はこれを尊重する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号）
 - （1） 取締役は、監査役に対して、法令や定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告する。
 - （2） 使用人が前号の事実を知った場合は、監査役に直接報告ができる体制をとる。
 - （3） 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。監査役は、必要に応じて、取締役および使用人からヒアリングを実施する機会を与えられる。
 - （4） オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口への通報状況についての情報を受領した場合、その担当取締役は速やかに報告を行う。
 - （5） 監査役は、その他経営に関わる重要な会議に出席できる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- (1) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (2) 代表取締役および会計監査人は、それぞれ監査役と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役、会計監査人および監査役の間で相互認識を深める。
- (3) 監査役会の要請に応じて、監査役が独自に顧問弁護士を雇用し、また必要に応じて専門の弁護士、会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を確保する。

以上